

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 6日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 川 上 裕 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 24日 午前 8時 30分から 令和 8年 5月 8日 午後 4時 00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月 12日 午前 10時 00分
場 所	長崎地方裁判所検察審査会会議室
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 2日 午前 9時 50分
場 所	長崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前

地 番 165番8

地 目 宅地

地 積 215.27平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前 165番地8

家屋 番号 165番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 97.85平方メートル

2階 50.43平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1

物 件 明 細 書

令和 7年11月26日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 浦 川 敏 朗

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者らが占有している。

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前

地 番 165番8

地 目 宅地

地 積 215.27平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前 165番地8

家屋 番号 165番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 97.85平方メートル

2階 50.43平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1

令和7年(ケ)第60702号
令和7年10月21日受理
令和7年11月6日提出

現況調査報告書

長崎地方裁判所

執行官 藤川 和利

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前
地 番 165番8
地 目 宅地
地 積 215.27平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 対馬市厳原町小茂田字寺ノ前 165番地8
家屋 番号 165番8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 97.85平方メートル
2階 50.43平方メートル
共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ C (債務者兼所有者(A)の妻)</p>	<p>① 現在、物件2建物には、私と夫である債務者兼所有者(A)が居住しており、他に占有者はなく、物件1土地及び物件2建物の一部たりとも第三者との間に貸借関係はありません。</p>
<p>■ A (債務者兼所有者)</p>	<p>① 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用しており、物件1土地の形状は、地積測量図や建物図面のとおりです。 なお、物件1土地と隣接地とはコンクリート擁壁で区切られており、境界については、隣接地各所有者との間に争いはありません。</p> <p>② 物件1土地の南側に位置する165番7土地は親戚筋の所有ですので、その一部を駐車場として利用させてもらっています。</p> <p>③ 物件1土地及び同2建物の利用に際し、他の共有者とは兄弟関係にあり、私が跡を継いだということから、利用料等の支払いはありません。</p>
<p>■ A (債務者兼所有者)</p>	<p>① 物件2建物には、白アリ被害はありませんが、1階縁側については風向き等により雨水が室内に降り込む場合があります。 その他、建物の傾斜はありませんが、フローリングや廊下に撓む箇所があります。</p> <p>② 物件1土地の境界を示すコンクリート擁壁に、亀裂が存する箇所があります。</p> <p>③ 建物の給水管の敷設が、親戚筋が所有する隣地165番7土地を利用していますので、買受人に同土地の利用をするかどうかはわかりません。</p> <p>④ 物件2建物室内には、夜間に室内にいつく野良猫が数匹います。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■① [土地の形状・範囲に関する意見]

物件1土地の形状は、地積測量図、公図、現地概測、関係者の陳述等から、概ね、土地建物位置関係図のとおりであり、形状及び範囲は明確化されているものと思料する。

なお、同土地の境界については、北側、東側及び西側の一部がコンクリート擁壁で囲まれており、また、物件1土地の三方には境界を示す鋸等が存する。

② [建物の形状、増築に関する意見]

物件2建物については、建物図面が具備されており、現地概測の結果も当該図面に合致するものであり、形状等は明確化されているものと思料する。

③ [土地の占有権原に関する意見]

物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されており、同土地の占有関係は2丁記載のとおりであると思料する。

④ [建物の占有権原に関する意見]

物件2建物の占有関係は、関係者の陳述及び同建物の状況から、2丁記載のとおりであると思料する。

⑤ [接面道路に関する意見]

物件1土地は、その西側に市道(対馬市役所建設課における調査の結果)が接面している。

⑥ [その他の意見]

- (1) 土地建物位置関係図における物件の所在及び写真における指示先の物件の所在は、おおよその位置を示したものである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
07年10月22日 (水) 16:10-17:25	物件所在地	物件の特定, 写真撮影(外部), 調査期日の打合せ, 事情聴取(C(債務者兼所有者(A))の妻); 占有関係等について)
07年10月23日 (木) 07:00-07:20	物件所在地	事情聴取(A(債務者兼所有者)); 占有関係等について)
07年10月23日 (木) 08:45-09:00	長崎地方法務局 対馬支局	全部事項証明書・公函等交付申請
07年10月31日 (金) 14:00-14:25	対馬市役所建設課・水道局	道路調査等
07年10月31日 (金) 14:55-15:25	物件所在地	概測等, 土地建物位置関係図作成
07年10月31日 (金) 18:00-18:55	物件所在地	建物間取図作成, 写真撮影(内部), 事情聴取(A(債務者兼所有者)); 占有関係等について)
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日 平成27年10月28日

003521

地積測量図
土地所在地

所在地 千葉県原町大字小栗田字寺前

165番B

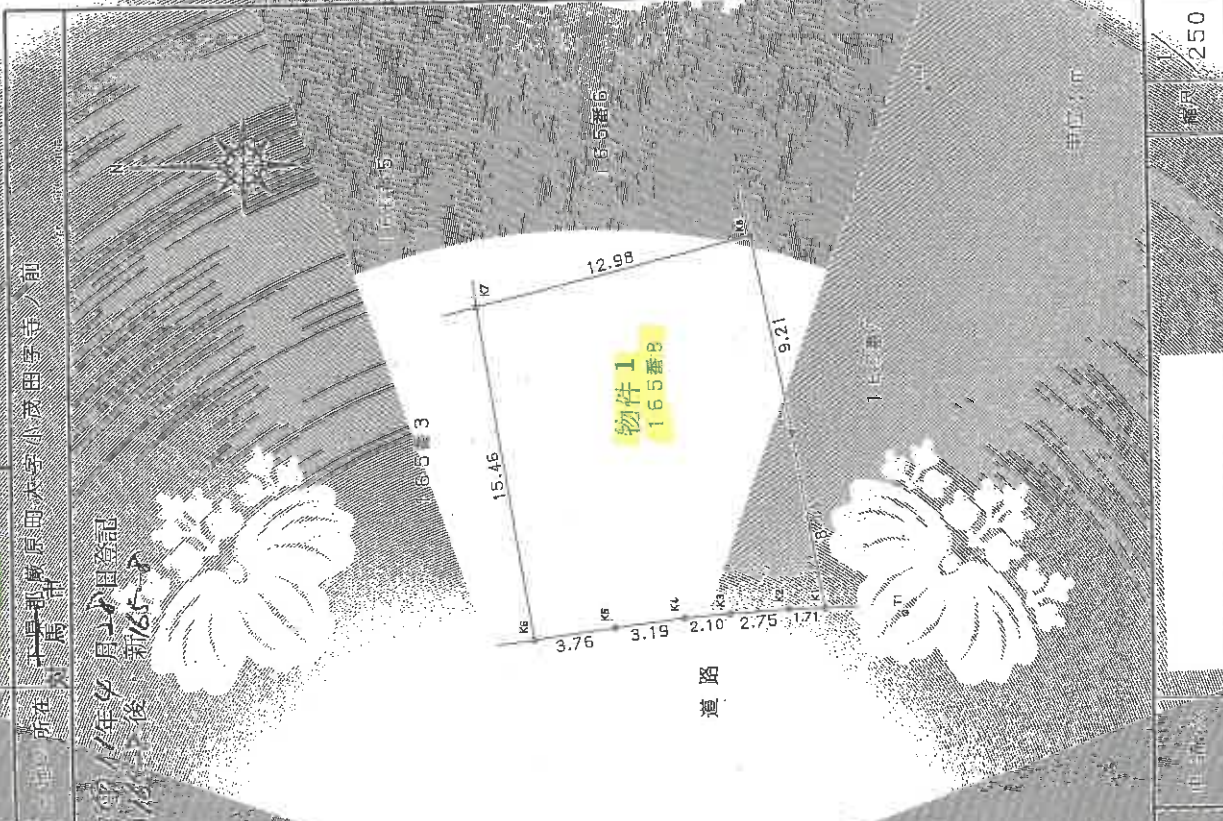
165番B

測点名	X座標	Y座標	面積	面積
K1	100.000	100.000	100.00	100.00
K2	103.452	123.893	20.50	20.50
K3	105.387	100.272	3.98	3.98
K4	108.137	100.106	5.98	5.98
K5	110.233	99.954	10.08	10.08
K6	113.409	99.570	17.29	17.29
K7	117.347	114.339	21.85	21.85
K8	105.927	117.347	16.44	16.44
K9	105.154	108.308	17.92	17.92
合計			430.54	430.54

測点名	X座標	Y座標	面積	面積
IN1	100.000	100.000	23.94	23.94
IN2	98.490	123.893	3.68	3.68
K1	103.573	100.301	271.04	271.04
K2	105.387	100.272	269.15	269.15
K3	108.137	100.106	267.07	267.07
K4	110.233	99.954	266.07	266.07
K5	113.409	99.570	264.32	264.32
K6	117.136	99.065	263.15	263.15

測点名	X座標	Y座標	面積	面積
IN1	100.000	100.000	23.94	23.94
IN2	98.490	123.893	3.68	3.68
K1	119.563	114.339	59.43	59.43
K6	105.927	117.347	48.34	48.34
K9	105.154	108.308	32.06	32.06

金属釘



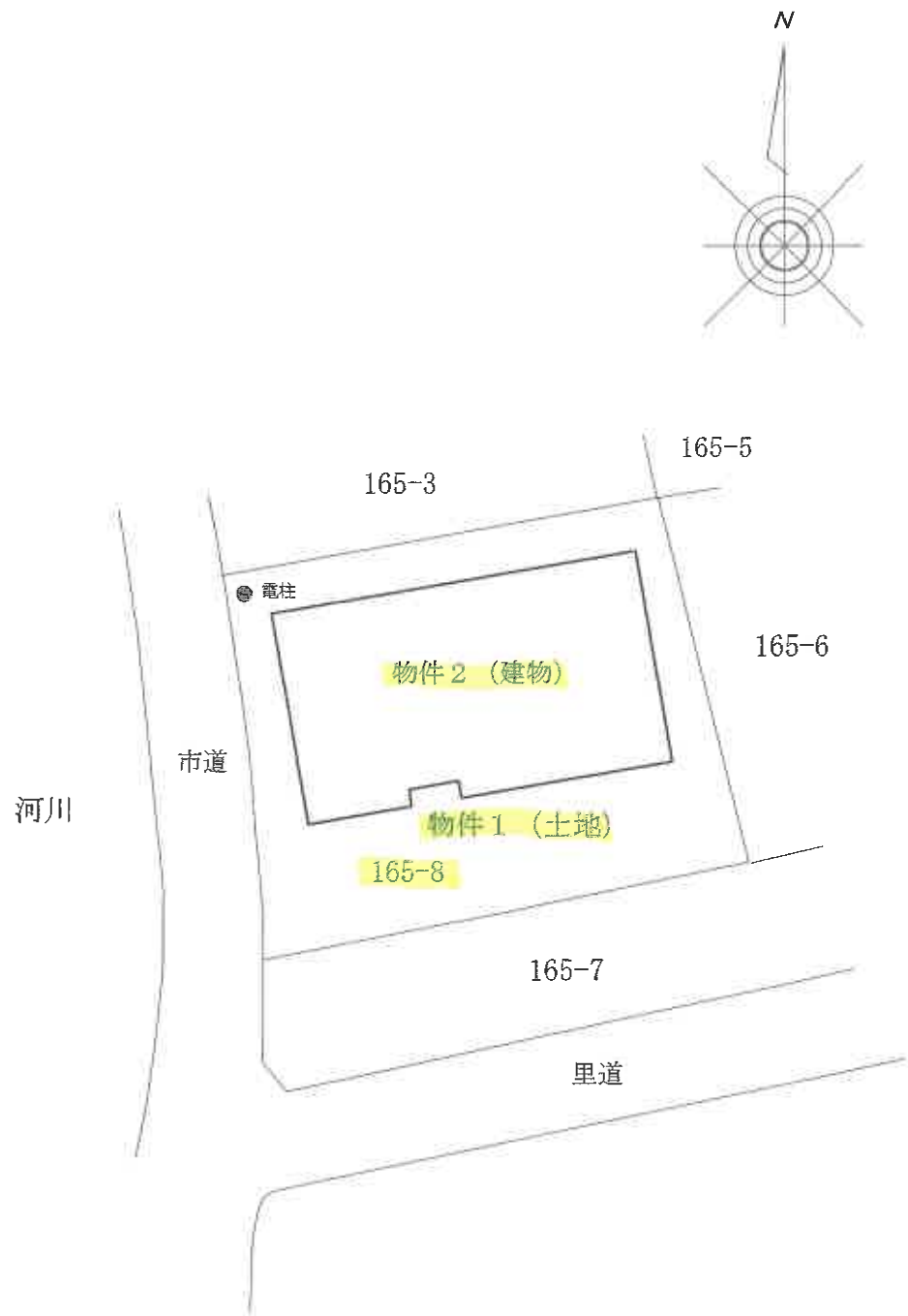
250

A3をA4に縮小

これは図面に記載された内容と一致しない場合は、登記官の責任で図面を修正するものとします。

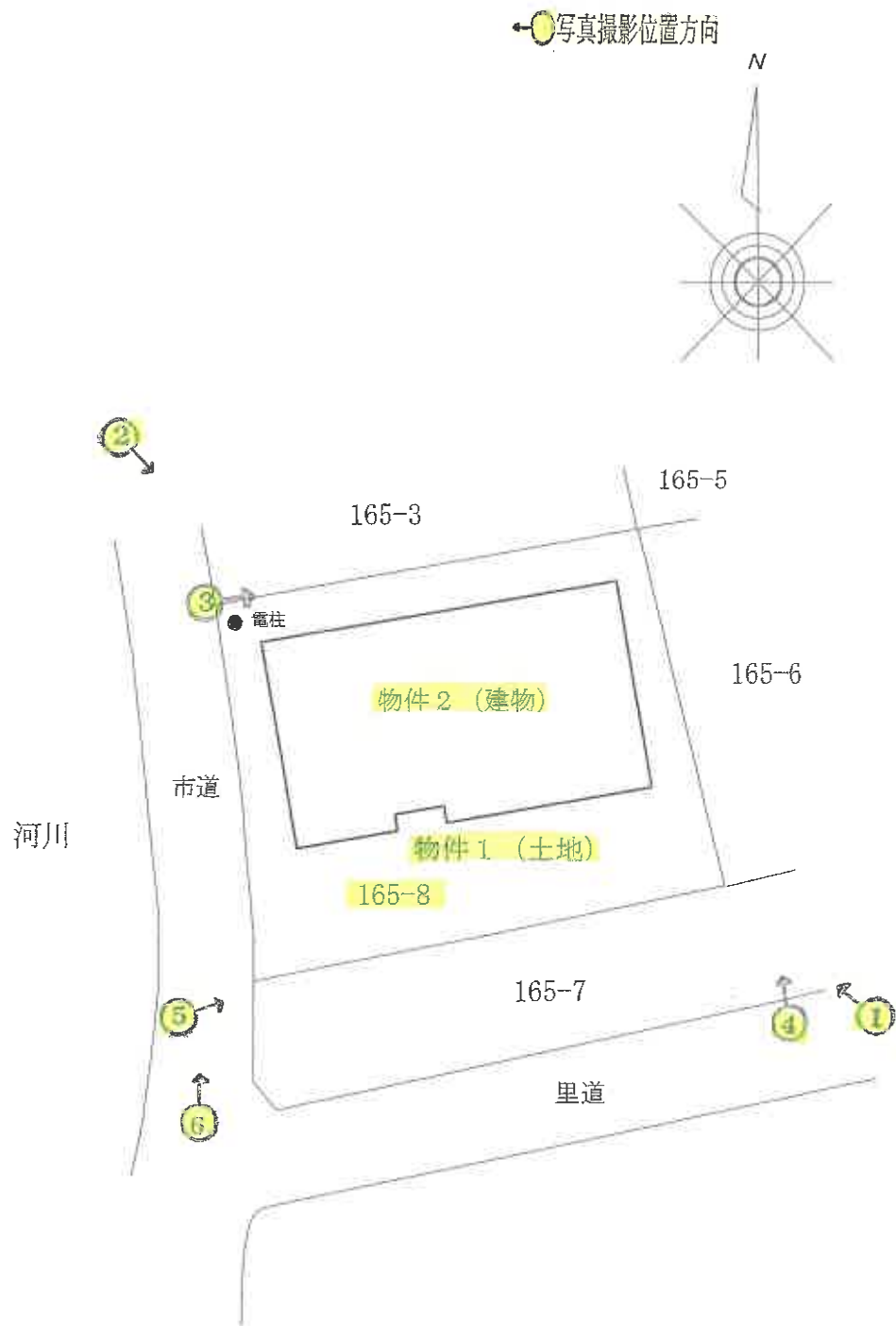
令和7年10月22日

土地建物位置関係図



この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等の確定的な位置を保証するものではない。

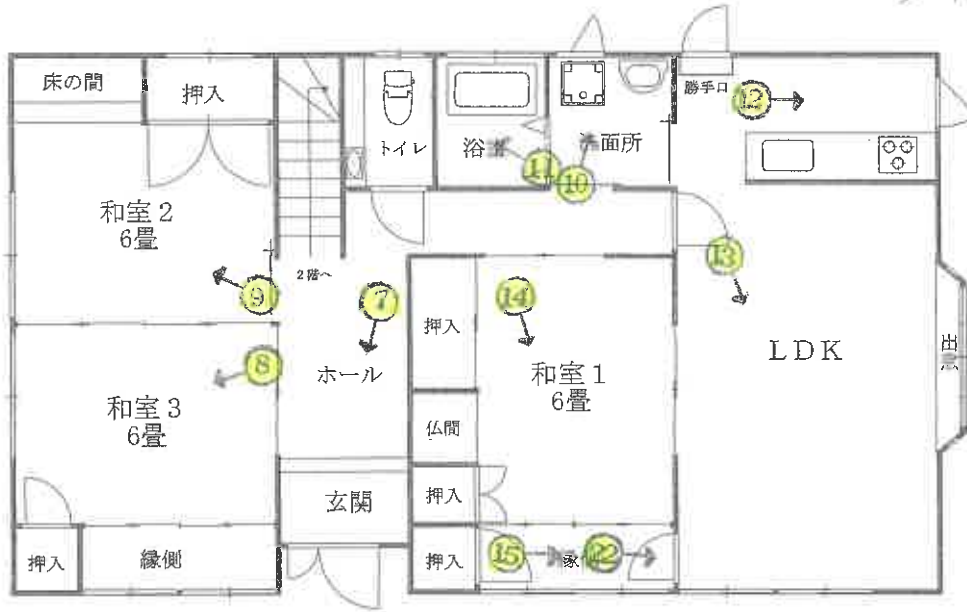
土地建物位置関係図



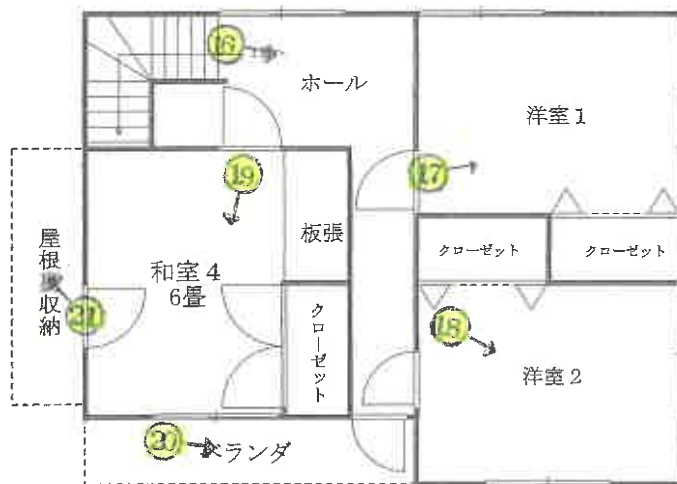
この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等の確定的な位置を保証するものではない。

間取図

← 写真撮影位置方向



1階



2階

①

物件 1

物件 2



②

隣地 165-3

物件 2

物件 1

市道



③

隣地 165-3

物件 1

物件 2



④

物件 2 物件 1 隣地 165-7 同 165-6



⑤

市道 物件 2 物件 1 隣地 165-7



⑥

市道 電柱 物件 1 物件 2 隣地 165-7



⑦

玄関・ホール



⑧

和室 3



⑨

和室 2



⑩

洗面所



⑪

浴室



⑫

L D K



⑬

L D K



⑭

和室 1



⑮

縁側



⑯

ホール



⑰

洋室 1



⑱

洋室 2



⑲

和室 4



20

ベランダ



21

屋根裏収納



22

雨漏り痕の状況(縁側天井)



和7年（ケ）第60702号
令和7年10月21日 評価命令受理
令和7年10月31日 現地調査
令和7年11月12日 評 価

長崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

荒川千洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 950,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 430,000円
物件2 (建物)	金 520,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	対馬市厳原町小茂田字寺ノ前 165番8 宅地 215.27㎡ 共有者 A 持分2分の1 共有者 B 持分2分の1	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	対馬市厳原町小茂田字寺ノ前 165番地8 165番8 居宅 木造瓦葺2階建 1階 97.85㎡ 2階 50.43㎡ 共有者 A 持分4分の3 共有者 B 持分4分の1	同左
番号	特記事項		
—	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1 宅地)

位置・交通	<p>巖原港新国内ターミナルビルの北西方・道路距離約13km。 最寄りバス停「小茂田」停の北東方・道路距離約300m（徒歩約4分）。</p>	
付近の状況	<p>主として低層の農家住宅が建ち並ぶ集落地域である。</p>	
<p>主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)</p>	<p>都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制</p>	<p>都市計画区域外 なし — — なし なし</p>
画地条件	<p>西側間口約13.5m、奥行約16m、面積215.27㎡のほぼ長方形の平坦な土地である。</p>	
接面道路の状況	<p>西側が幅員約3m～約4mのアスファルト舗装市道「小茂田4号線」に、約13.5mに亘ってほぼ等高に接面しており、物件1の前面付近の幅員は約3.2mである。</p>	
土地の利用状況等	<p>物件2（居宅）の敷地の用に供され、最有効使用の状況にある。</p>	
供給処理施設	<p>上水道 前面道路（市道）に本管あり 但し、給水は前面の市道からではなく、南側の里道（付属資料「土地建物位置関係図」参照）から165番7の土地を経て引込管を敷設して給水を受けている。 ガス配管 なし。 下水道 なし（下記参照）。 （注）供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、目的物件の前面道路に公的セクターが管理する本管（以下、施設管という）がある事をいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。 物件2（建物）のトイレは汲み取り式の簡易水洗である。</p>	
特記事項	<p>目的物件の周辺は国土調査が未だ行われておらず、法第14条地図は整備されていないが、目的物件については法務局に地積測量図が備え付けられ、測量の際の標識等も一部残っており前面道路や隣接地との境界は概ね判然としている。</p> <p>共有者A氏の説明によれば、上記「供給処理施設」欄の通り、上水道の引込管は南側隣接地を経由しており、今のところ土地は無償で使用しているが買受人が同様に使用出来る保証は無く、隣接地所有者との協議を要するとの事であり、土地の利用が認められなければ、新たに前面市道より給水管を引き込む必要がある。</p>	

また、生活排水は建物建築時には北西端の電柱の近くに埋設した枡から、市道の地下に排水管を設置して西側の河川へ放流していたが、当該排水管はかなり前に道路の重みで破損している。

対馬市にはこうした事情を話したが現在はそのままになっており、今後何らかの対応が求められる可能性は否定出来ない。

よって、買受に当たっては注意を要する。

外観調査、地歴調査、ヒアリング等を通じて土壌汚染の端緒を確認できなかった。

また、目的物件内及びその周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。

2 建物の概況・利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 :平成 11 年 4 月 8 日新築 経 過 年 数 :約 27 年 経済的残存耐用年数 :下記「特記事項」欄参照
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング、他 内 壁 ビニールクロス、合板、砂壁、他 天 井 ビニールクロス、化粧合板、バスリブ、他 床 フローリング、畳、タイル、他 設 備 電気、給水・給湯、等
床面積（現況）	148.28 m ²
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：6LDK
品 等	普通
保守管理の状態	普通（下記「特記事項」欄参照）
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り
特記事項	<p>建築後約 27 年を経過した建物で、既に経済的耐用年数(25 年) を超過しているため、建物の価格は残価率を基礎とし、観察減価による減価修正を行なって求める事とした。</p> <p>床の一部にたわみが認められるが、A氏の陳述によれば白蟻の被害は無いとの事である。</p> <p>また、強風時に雨が室内に浸透する事があるとの事であるが、雨漏り等の痕跡は見当たらなかった。</p> <p>建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。</p> <p>尚、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	7,090	1.000	215.27	0.90	1,370,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 対馬（県）－4

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 8,050 \text{ 円} & \times & 99.8/100 & \times & 100/100.0 & \times & 100/113.3 & \approx & 7,090 \text{ 円} \end{array}$$

- ◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : なし。
- ◇ 地域格差 : 街路条件 +3.0%、交通接近条件 ±0%、環境条件 +10.0%、以上の相乗積 +13.3%

イ 個別格差 : なし。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2 主である建物	150,000	148.28 ㎡	0.040	890,000

ウ 現価率

建築後、既に経済的耐用年数を超過しており、残存価格（残価率 5.0%）を基本に、観察減価法による補正（-20%）を施して建物の現価率を下記の通り査定した。

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & & \text{観察減価法} & & \text{現価率} \\ 0.05 & \times & (1 - 0.2) & = & 0.040 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	1,370,000	0.25	法定地上権	340,000

イ 土地利用権等割合

抵当権設定時、土地(物件1)所有者と建物(物件2)の共有者の一人が同一人であるので、競売の実行により建物のために法定地上権が成立し、その割合を25%と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ) ×ウ ×エ×オ
	1	1,370,000	-340,000		0.7	0.6
2	890,000	+340,000		0.7	0.6	520,000
一括価格 (合計)						950,000

ウ 占有減価修正： 特にない。

エ 市場性修正： もともと需要が弱い離島の、しかも中心部からかなり離れた集落内に在って市場性はあまり期待出来ず、更に、上水道や排水設備について問題がある物件であり、一層の市場性の減退が見込まれるので30%の減価を行なった。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件 欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 公示価格等

地価調査基準地	対馬（県）＝4
所 在	対馬市厳原町小茂田字斎藤原 713 番 2
価 格	8,050 円
位 置	小茂田停 220m
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	588 m ²
供給 処理 施設	水道
接 面 道 路	南 5.5m 市道
用途 地域 等	都市計画区域外
地 域 の 概 要	一般住宅も介在する農漁村集落地域

2 固定資産評価額（令和7年度）

物件 1	1,026,837 円
物件 2	3,055,780 円

第7 附属資料の表示

位置図（地理院地図）

見取図（地理院地図）

字図（写し、A3サイズをA4サイズに縮小）

地積測量図（写し、A3サイズをA4サイズに縮小）

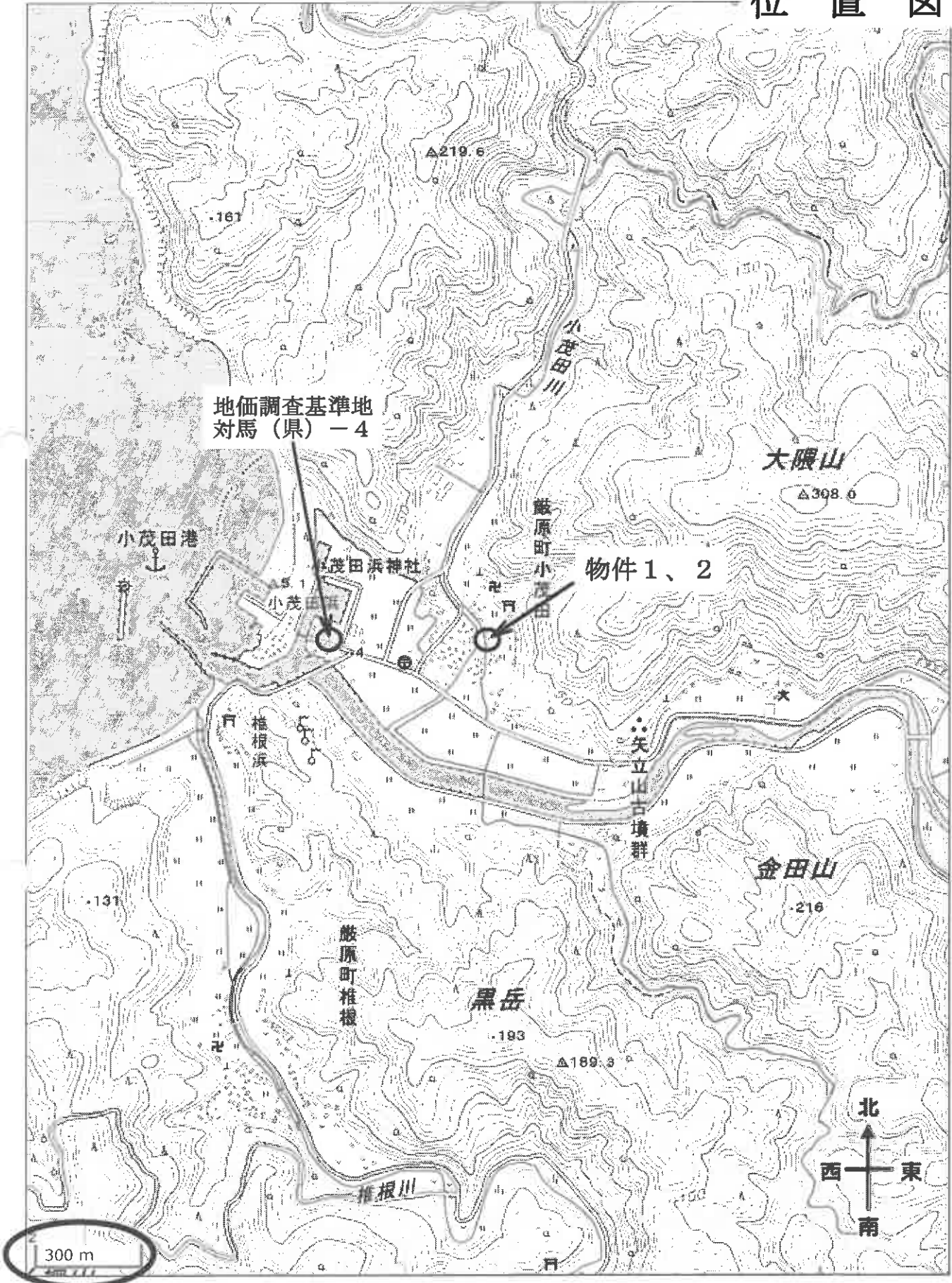
建物図面・各階平面図（写し、A3サイズをA4サイズに縮小）

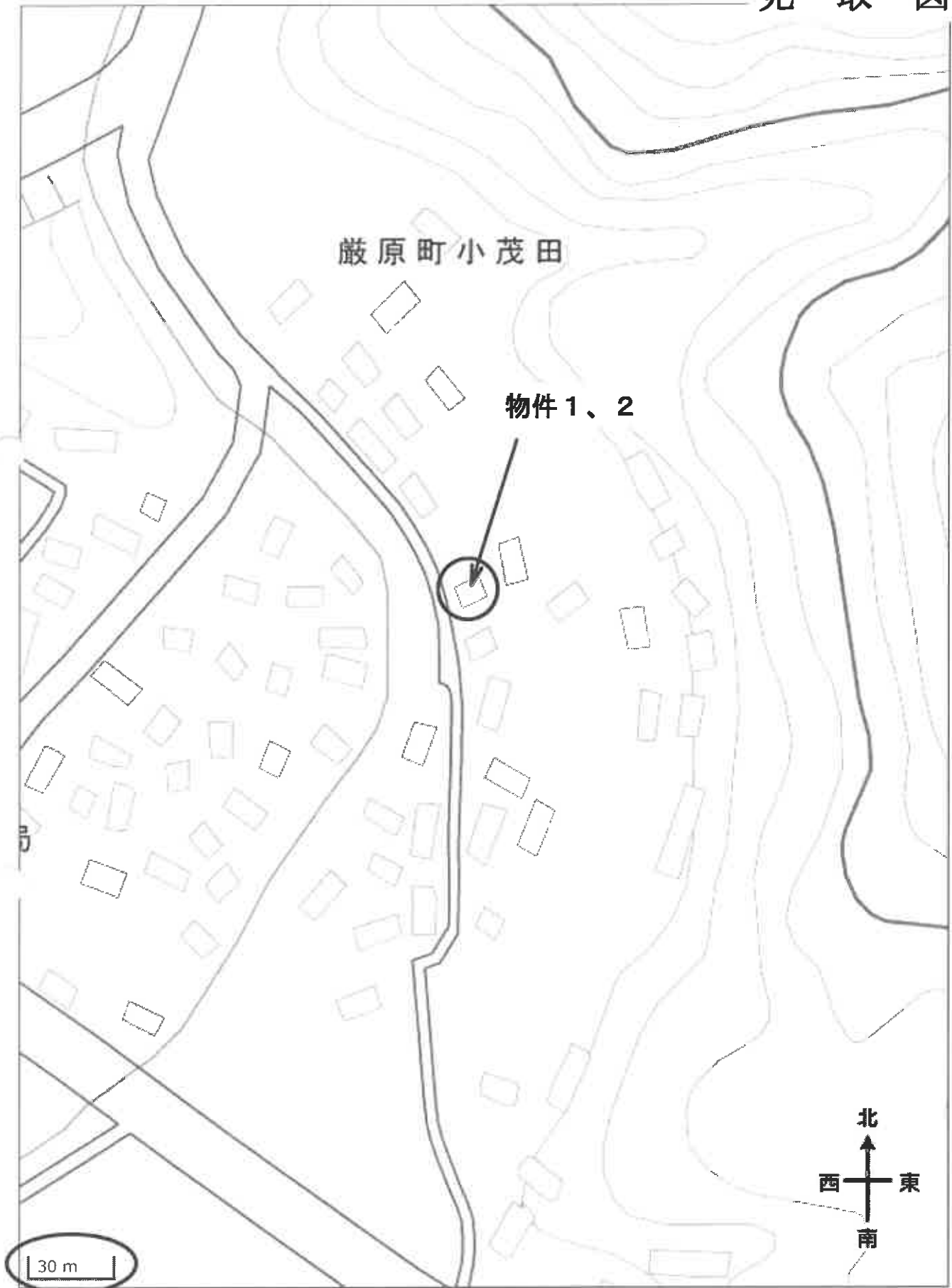
土地建物位置関係図

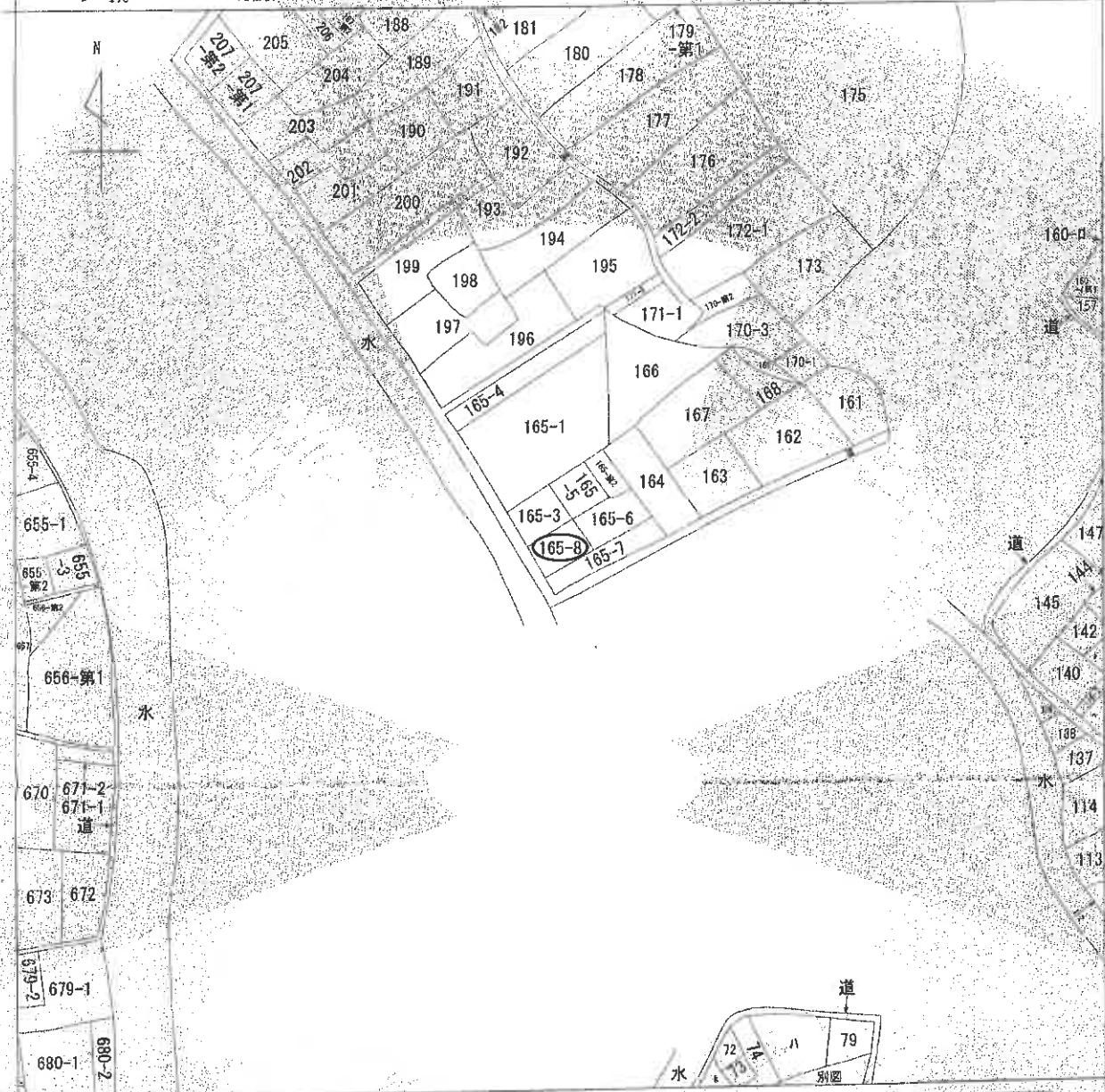
間取図

仮名一覧表

以 上







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

釧原町小茂田
 釧原町小茂田
 釧原町小茂田

A 釧原町小茂田
 B 釧原町小茂田

請求部	所在	対馬市釧原町小茂田寺ノ前			地番	165番8		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月22日
 長崎地方法務局対馬支局
 登記官

登記年月日：平成11年4月28日

003521

図 地 積 測 所 在 図

地 番 165番8

土地の所在 千葉県原田寺小浜田字寺ノ前

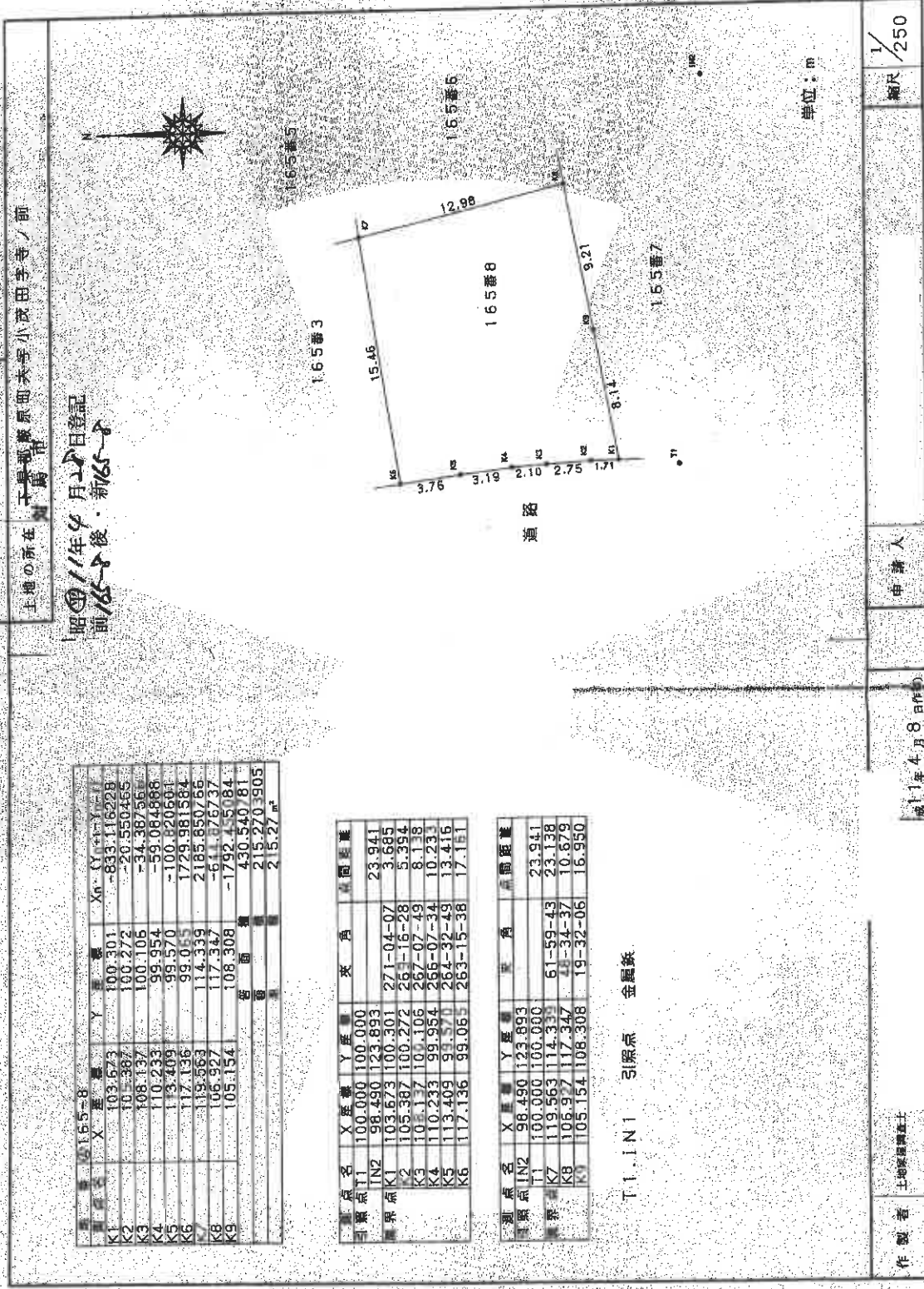
昭和11年4月28日登記
前165-8後・新165-8

界点名	X座標	Y座標	面積	X ₀ (Y ₀)
K1	103.673	100.000	100.301	-833.116228
K2	10.387	100.272	100.272	-20.550465
K3	108.137	100.106	100.106	-34.38756
K4	110.233	99.954	99.954	-59.084888
K5	113.409	99.570	99.570	-100.820601
K6	117.136	99.055	99.055	-179.981584
K7	119.369	114.339	114.339	2185.850755
K8	105.927	117.347	117.347	-611.976737
K9	105.154	108.308	108.308	-1792.15184
面積			430.540781	
容積率			215.27%	

界点名	X座標	Y座標	面積	高間距離
引張点 T1	100.000	100.000		23.941
引張点 IN2	98.490	123.893		3.685
界点 K1	103.673	100.301	271.04-07	5.354
界点 K2	105.387	100.272	26-16-28	8.138
界点 K3	107.137	100.106	267-07-49	10.231
界点 K4	110.233	99.954	266-07-34	13.415
界点 K5	113.409	99.570	264-32-49	17.151
界点 K6	117.136	99.055	263-15-38	

界点名	X座標	Y座標	面積	高間距離
引張点 T1	100.000	123.893		23.941
引張点 K7	119.563	114.339	61-59-43	23.138
引張点 K8	105.927	117.347	41-34-37	10.679
引張点 K9	105.154	108.308	19-32-06	16.950

T1、IN1 引張点 金屬板



単位：m

作成者 土地家屋調査士

申請人

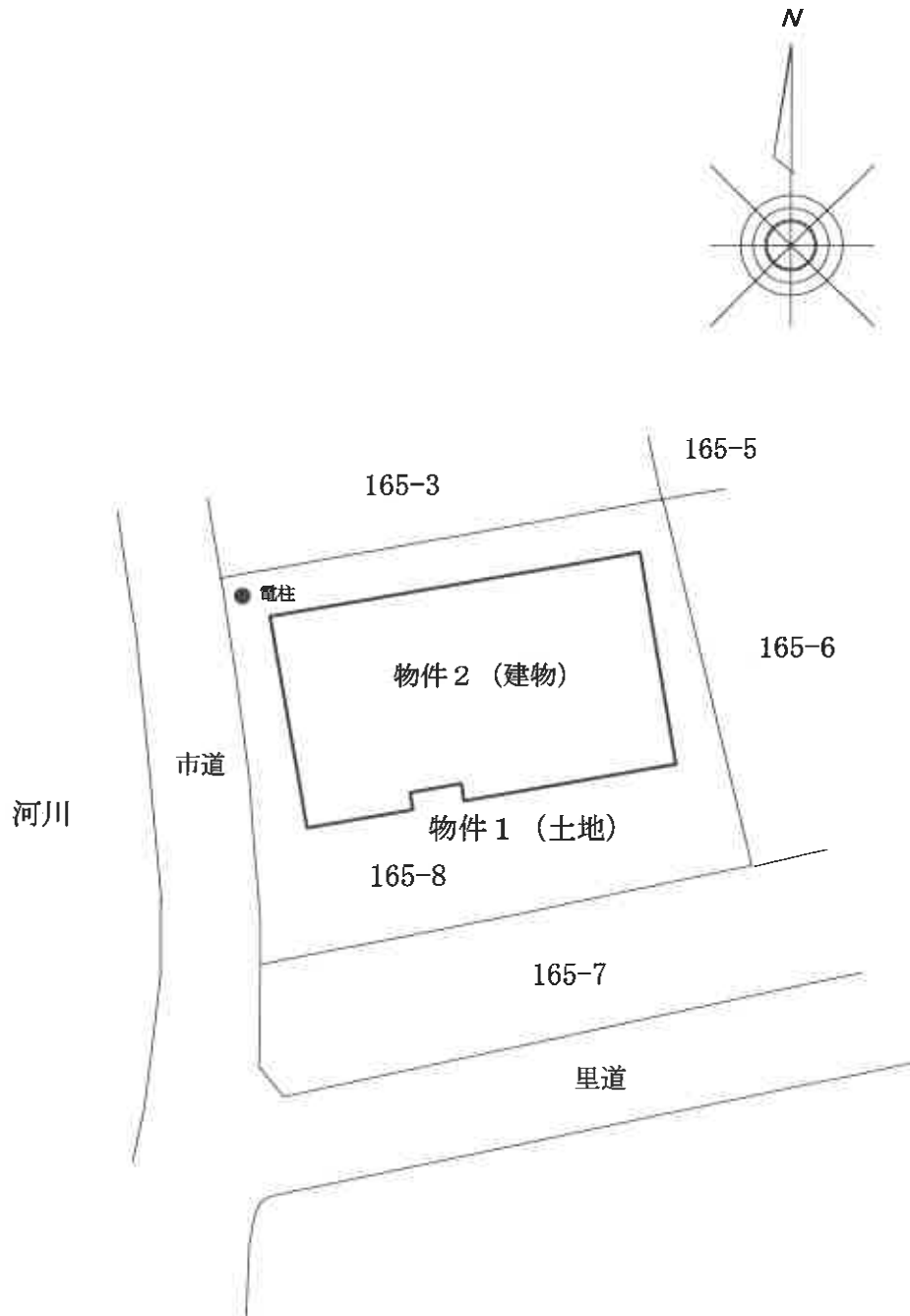
縮尺 1/250

平成11年4月28日

千葉県土地家屋調査士会

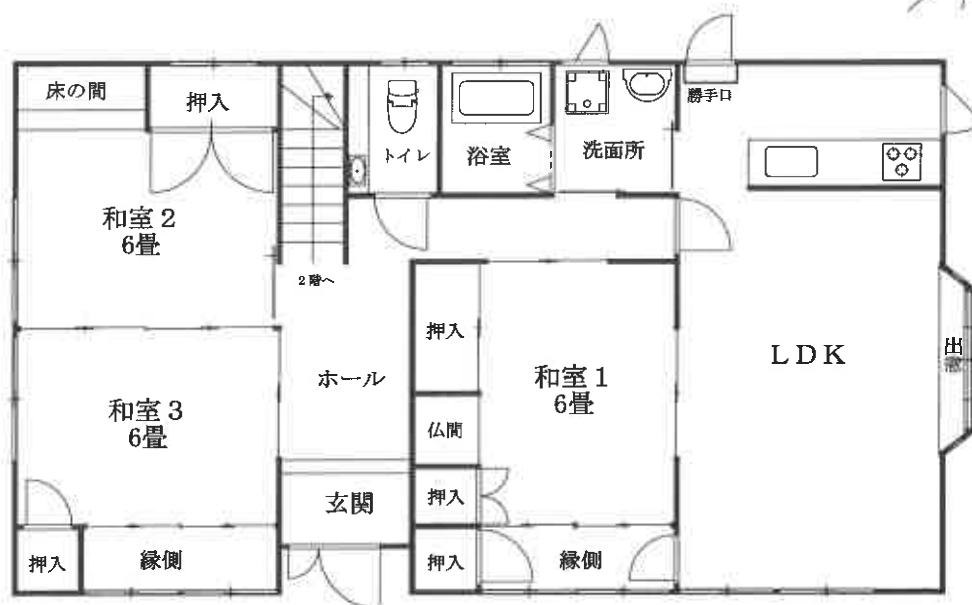
これは図面に記録されている内容を説明した書面である。
令和7年10月22日 長崎地方裁判所第10部 登記官

土地建物位置関係図

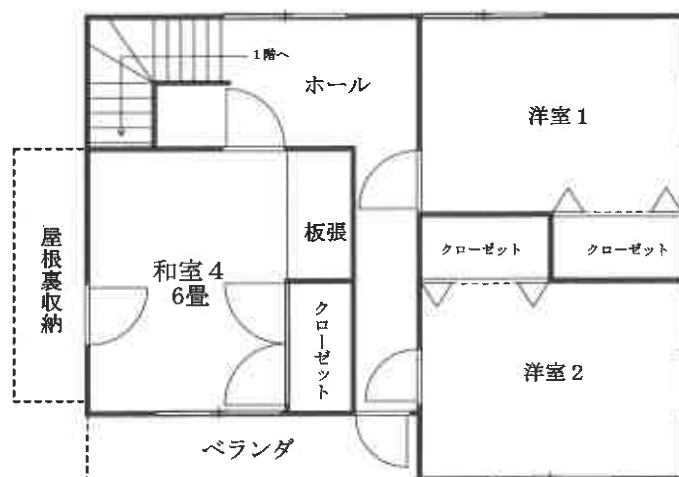


この図面は建物等の位置を概略的に表示したものであり、境界等の確定的な位置を保証するものではない。

間取図



1階



2階